

北海道剣道連盟 称号・段級位審査規則

(総 則)

第1条 一般財団法人北海道剣道連盟（以下「道剣連」という。）定款第4条第3号により行う段級位審査及び一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の行う称号及び段位の審査に関する手続きは、全剣連称号・段級位審査規則（以下「審査規則」という。）、称号・段級位審査細則、称号・段位審査実施要領及び審査規則第4章「級位審査規則」によるほか、この規則の定めるところによる。

(級位審査)

第2条 道剣連の級位認定は、一級から十級までとする。

第3条 級位審査会は、道剣連会長が加盟剣道連盟（以下「加盟剣連」という。）又は居合道部会・杖道部会（以下「部会」という。）に委任して行う。

第4条 級位審査の方法は、次により行う。

- (1) 級位審査の学年基準は、別表2-1に定める
- (2) 剣道級位の実技（形）基準「日本剣道形」及び「木刀による剣道基本技稽古法」に定める基本技は、別表2-2に定める
- (3) 剣道実技の実施要領は、別表2-3に定める

第5条 級位審査会は、加盟剣連会長又は部会長が委嘱した五段以上を受有する審査員3名で構成し、2名以上の合意により合格とする。

第6条 級位審査会は、この規則のほか、加盟剣連及び部会の定める実施要領により行う。

(級位の登録)

第7条 加盟剣連会長又は部会長は、級位合格者を各種申請書様式集（以下「様式集」という。）第1号様式及び同別表の級位合格者名簿により登録料を添えて道剣連会長に登録申請する。

- 2 道剣連会長は、級位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。

(段位審査会)

第8条 道剣連が行う段位審査会は、次のとおり主催する。

- (1) 第一種審査会 初段・弐段・参段の審査とし、道剣連会長が加盟剣連又は部会に主管を委任する
- (2) 第二種審査会 四段・五段の審査をいう

(第一種審査会の主管)

第9条 加盟剣連又は部会の第一種審査会主管申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 加盟剣連会長又は部会長は、第一種審査会実施の具体的な計画に基づき様式集第5号様式により、道剣連会長に前年の11月中に審査会主管を申請する
- (2) 道剣連会長は、前号の申請を検討、調整の上、理事会に諮り主管を承認し、加盟剣連会長又

は部会長に通知する

- 2 前項の申請は、参段以下の受審者が100名以上であることを原則とする。

第10条 道剣連会長は、前条の規定にかかわらず地域を指定し、第一種審査会を行うことができる。

(第二種審査会の開催)

第11条 道剣連会長は、開催地剣連会長又は部会長と協議、調整し、理事会に諮り第二種審査会の開催を決定する。

- 2 前項の第二種審査会は、年2回行うことを原則とする。

(段位の受審資格)

第12条 道剣連が行う段位審査会の受審資格は、全剣連審査規則のほか、次のとおりとする。

- (1) 初段は、道剣連に一級を登録申請後とする。ただし、中学生は、登録後6カ月以上経過した者
- (2) 初段・弐段・参段は、一年以内に第一種受審者講習会を受講し、学科審査に合格した者
- (3) 四段は参段受有後2回以上、五段は四段受有後3回以上講習会を受講し、講習会で実施する学科審査に合格した者

(受審申請)

第13条 第一種審査会の受審申請は、様式集第2号様式の段位審査申請書に審査料、登録料及び地域剣道振興会費を添えて、所属剣連を経由し、主管剣連会長又は道剣連会長に提出する。

- 2 第一種審査会において不合格となった者の前項登録料は、返還する。
- 3 第二種審査会の受審申請は、様式集第2号様式の段位審査申請書に審査料及び地域剣道振興会費を添えて、所属剣連を経由し道剣連会長に提出する。

第14条 全剣連審査規則第16条第2項による特別認定の受審申請は、所属剣連会長又は部会長から様式集第3号様式により申請し、道剣連会長が選考委員会に諮り許可した者に限る。

(段位審査)

第15条 段位審査は、原則として次の基準により、道剣連会長が任命した全剣連に登録された審査員によって行う。

(1) 第一種審査会

審査員5名で構成し、3名以上の合意により合格とする。審査員は、35歳以上の六段以上を受有する称号取得者とする。ただし、七段以上の受有者は3名以上とし、主管剣連会長及び理事長は審査員から除く

(2) 第二種審査会

審査員6名で構成し、4名以上の合意により合格とする。審査員は、七段以上を受有する称号取得者とする

第16条 第一種・第二種審査会の開催費用は、道剣連が負担する。ただし、第一種審査会の会場設営費及び運営費は主管剣連又は部会の負担とする。

第17条 第一種・第二種審査会は、この規則のほか、別に定める実施要領により行う。

(六・七・八段位の受審申請)

第18条 全剣連が行う六・七・八段審査会の受審申請は、様式集第2号様式による審査申込書に審査料を添えて、所属剣連を経由し、道剣連会長に提出する。

(称号・段位の受審資格)

第19条 全剣連が行う称号・段位審査会の受審資格は、全剣連審査規則のほか、全剣連及び道剣連並びに地方連絡協議会主催の講習を受講していなければならない。

- (1) 錬士称号は、五段受有後4回以上とする
 - (2) 教士称号は、錬士称号受有後4回以上とする
 - (3) 全剣連の段位受審は、五段受有後3回以上、六段受有後4回以上、七段受有後5回以上の受講を申請の条件とする
- 2 称号・段位の受審基準は別表3の全剣連称号・段級位審査規則(抜粋)による。

(称号の推薦申請)

第20条 全剣連が行う錬士及び教士並びに範士称号審査会の推薦申請は、次のとおりとする。

- (1) 錬士の称号推薦申請は、所属剣連会長の推薦を得た後、全剣連様式による申請書(自筆)、全剣連が出題する小論文(封印)及びその写しに受験料及び様式集第4号様式による推薦書を添え、所属剣連を経由し道剣連会長に提出する
- (2) 教士の称号推薦申請は、所属剣連会長の推薦を得た後、全剣連様式による申請書(自筆)に受験料及び様式集第4号様式による推薦書を添え、所属剣連を経由し道剣連会長に提出する
- (3) 範士の称号推薦申請は、所属剣連会長又は部会長が該当すると認めた者について、全剣連様式と同様式による推薦書に剣道に関する論文、講話録などの写しを添え、道剣連会長に提出する

第21条 道剣連会長は、前条の申請者に対し、選考委員会の審議を経て決定し、全剣連に推薦する。

第22条 称号推薦手続きは、この規定のほか、別に定める実施要領により行う。

(形の審査)

第23条 全剣連審査規則(剣道)に基づく「剣道称号・段位審査実施要領」の剣道形審査要領の方法は、次により行う。

- (1) 初段は太刀5本目まで、弐段及び参段は太刀7本目までとする
 - (2) 四段及び五段は太刀7本目まで、小太刀3本目までとする
- 2 級位は、全剣連審査規則第24条第2項に基づき、原則として、別表2-2の「日本剣道形」及び「木刀による剣道基本技稽古法」に定める基本技とする。

(審査料等)

第24条 級位、段位及び称号の審査料、並びに級位、段位及び称号の合格にともなう登録料は、別表1に定める。

- 2 第一種審査会の主管手数料として、審査料の100分の20を主管加盟剣連又は部会の収入とする。
- 3 第一種・第二種審査会及び全剣連の主催する段位、称号審査会の申請手数料として、審査料の100分の20(上限1,500円)を受審者が所属する加盟剣連又は部会の収入とする。
- 4 第14条の特別認定を受けた者のうち、全剣連審査規則第16条第2項第1号の合格者の審査料及び登録料は、初段よりの累計とする。

- 5 初段ないし五段を受審申請する者は、別表 1 に定める地域剣道振興会費を納めなければならない。

(審査会の情報提供)

第25条 道剣連会長は、審査会に関する情報を受審者に提供することができる。

- 2 第一種審査会を主管する加盟剣連会長又は部会長は、関係地域の加盟剣連又は部会員に審査会の開催を通知しなければならない。

(附 則)

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 13 日評議員会の決議により施行する。
- 2 この規則の一部改正は、平成 25 年 5 月 25 日より施行する。
- 3 この規則の一部改正は、平成 26 年 5 月 25 日より施行する。

第 19 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、それまでの間、加盟剣連会長の承認推薦により受理する。

- 4 この規則の一部改正は、平成 27 年 3 月 28 日より施行する。

別表 1

北海道剣道連盟 審査料・登録料等一覧

(単位 円)

区分	審査料						振興 会費	登録料				総合計		
	申請 剣連	主管 剣連	道剣連	全剣連	消費税	合計		道剣連	全剣連	消費税	合計			
級 位	十一級					2,700					300			3,000
	六―四級					2,400				1,100				3,500
	三・二級					2,500				1,500				4,000
	一級					2,700				2,300				5,000
段 位	初段		800	800	2,400		320	4,320	1,000	5,700	2,300	640	8,640	13,960
										5,700	1,150	548	7,398	12,718
	弐段		1,000	1,000	3,000		400	5,400	1,000	7,000	3,000	800	10,800	17,200
										7,000	1,500	680	9,180	15,580
	参段		1,400	1,400	4,200		560	7,560	1,000	8,500	4,500	1,040	14,040	22,600
										8,500	2,250	860	11,610	20,170
	四段		1,500		7,500		720	9,720	1,000	12,000	6,000	1,440	19,440	30,160
										12,000	3,000	1,200	16,200	26,920
	五段		1,500		9,500		880	11,880	1,000	14,000	9,000	1,840	24,840	37,720
										14,000	4,500	1,480	19,980	32,860
	六段		1,500		6,500	6,000	1,120	15,120		24,500	22,500	3,760	50,760	65,880
										24,500	11,250	2,860	38,610	53,730
	七段		1,500		8,500	7,000	1,360	18,360		37,500	37,500	6,000	81,000	99,360
										37,500	18,750	4,500	60,750	79,110
	八段		1,500		10,500	8,000	1,600	21,600		52,500	52,500	8,400	113,400	135,000
										52,500	26,250	6,300	85,050	106,650
称 号	錬士		1,500		13,500	7,000	1,760	23,760		30,000	30,000	4,800	64,800	88,560
										30,000	15,000	3,600	48,600	72,360
	教士		1,500		21,500	10,000	2,640	35,640		45,000	45,000	7,200	97,200	132,840
										45,000	22,500	5,400	72,900	108,540
	範士									75,000	75,000	12,000	162,000	162,000
									75,000	37,500	9,000	121,500	121,500	

注記 「振興会費」は、「地域剣道振興会費」である。

附則 1 登録料下段は年齢70歳以上の合格者に適用する。

2 この審査料及び登録料等の改定は、平成22年3月11日以降の支払受付分より適用する。

3 この審査料及び登録料等の改定は、平成26年4月1日以降の支払い受付分より適用する。

別表 2

北海道剣道連盟 級位審査基準

1 級位審査の学年基準は、次のとおりとする。

学 年	高校生以上	中学生	小 学 生					
			6年	5年	4年	3年	2年	1年
前 期	1 (1)	1 (2)	2 (3)	4 (5)	6 (7)	8 (9)	9	10
後 期			1 (2)	3 (4)	5 (6)	7 (8)	9	10

- (1) 級位審査会は、前期と後期の2回を実施する
 (2) 上記の学年基準を超える級位の受審は認めない。また、飛び級の合格は、同一学年では1回とする
 (3) () は初受審者の上限級位とする
 (4) 一級の受審者は日本剣道形を行うものとする（加盟剣連の実施要領による）

2 剣道級位の実技（形）基準「日本剣道形」及び「木刀による剣道基本技稽古法」に定める基本技は、次のとおりとする。

受 審 級	実 施 内 容
一 級	日本剣道形（1～5本目から任意に3種類選択）
二 級	木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」
三 級	木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」
四 級	木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

注 記 木刀による剣道基本稽古法は「元立ち」「掛り手」を相互に行う。

3 剣道実技の実施要領は、次のとおりとする。

- (1) 受審級 十級～九級
 小手、面、胴の空間打突の後、3歩後退し、この動作を2回繰り返す。その後、相互に切り返しを行う。
 小手、面、胴は、前進しながら「こて・めん・どう」、3歩後退しながら「いち・にい・さん」のかけ声で行う。切り返しでは、体当りはせず、最後の正面打ちも抜けない
 着装は、稽古着・袴・垂れの装着望ましい（面・小手・胴は不要）
- (2) 受審級 八級～七級
 正面の打ち込みを4本打った後、ただちに切り返しを行う。切り返しでは、体当たりせず、最後の正面は打ち抜ける。いずれも相互に行う
 着装は、稽古着・袴・垂れの装着が望ましい（面・小手・胴は不要）
- (3) 受審級 六級～五級
 切り返しと打ち込み（面→小手・面→面体当たり引き面→面体当たり引き胴→面）を相互に行った後、互格稽古を行う。切り返しの最後の正面は打ち抜け、ただちに打ち込みを行う。
- (4) 受審級 四級～一級
 切り返しと打ち込み（約10秒間、元立ちが示した打突部位を打突する）を相互に行った後、互格稽古を行う。切り返しの最後の正面は打ち抜け、ただちに打ち込みを行う

（附 則）

この基準の一部改正は、平成25年5月25日より施行する。

全日本剣道連盟 称号・段級位審査規則（抜粋）

1 各称号の受審資格は、次のとおりとする。

称号	錬士	教士	範士
受審資格	六段受有者で、六段受有後1年経過し、加盟剣道連盟会長より推薦された者	錬士七段受有者で、七段受有後2年経過し、加盟剣道連盟会長より推薦された者	教士八段受有者で、八段受有後8年経過し、加盟剣道連盟会長より推薦された者

(1) 錬士の特例受審

五段受有者で、五段受有後10年以上経過し、かつ、年齢60歳以上で、特に加盟剣道連盟会長より推薦された者

2 各段位の受審資格は、次のとおりとする。

段位	初段	貳段	参段	四段	五段	六段	七段	八段
前段受有後の年限	一級受有者	1年	2年	3年	4年	5年	6年	10年
その他	満13歳以上							46歳以上

(1) 段位の特例受審

加盟剣道連盟会長が特段の事由があると認めて許可した者

ア 貳段・参段・四段・五段の受審希望者で、次の年齢に達した者

受審段位	貳段	参段	四段	五段
年齢	35歳	40歳	45歳	50歳

イ 初段・貳段・参段・四段・五段の受審希望者で、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	初段	貳段	参段	四段	五段

前段受有後の年限	一級受有者	3 カ月	1 年	2 年	3 年
-----------------	-------	------	-----	-----	-----